

広情個審第44号

平成30年12月11日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年3月4日付け広緑緑第495号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第146号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年3月4日付け広緑緑第495号の諮問事案（諮問第146号事案）

平成28年2月4日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月12日付け広緑緑第476号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同月16日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、実施機関が行った不存在を理由とする不開示決定を取り消し、全部開示との決定を求める。

(2) 審査請求の理由

国土交通省職員は、「助言」を行ったと発言している。係る事項は、法令違反を知りながら長年放置してきた重要案件であり文書が存在しない職務は考えられない。まず文書にし、上司への報告も必要と考える案件を一言半句存在しないことは通常ありえない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

平成27年12月頃、国土交通省都市局公園緑地・景観課職員から緑政課職員へ電話があり、平和

記念公園における公園使用許可基準や、原爆ドーム前の状況について事情を尋ねられたので、本市職員が口頭で説明した。また、国土交通省職員から関係資料の提供を求められた。

同日、本市職員は緑政課長及び同課長補佐に上記電話内容を口頭で報告し、関係資料を国土交通省職員宛に郵送した。

以上のことについて公文書を取得又は作成していないため、公文書は存在しない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

申立人は、国土交通省職員が「助言」を行ったと発言しており、重要案件であるから、文書が存在しないとは考えられないと主張する。

これに対し、実施機関は、広島市職員は国土交通省職員と口頭でやり取りを行っており、緑政課内における報告も口頭で行っているため、文書を取得又は作成していないと説明する。

実施機関の説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 3. 4	広緑緑第495号の諮問を受理（諮問第495号で受理）
30. 9. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹